# 令和7年3月28日招集

3月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

# 令和6年度3月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和7年3月28日(金) 午後3時30分から午後3時55分
- 2 開催場所 新潟東映ホテル2階朱鷺の間
- 3 出席委員 (34人)

農業委員

4番	虎澤栄三	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
7番	成田誠一	8番	平野榮治		
10番	佐藤英一	11番	髙橋潤一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	18番	渡部藤四夫
19番	江端美春	20番	小林喜一郎	21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝	24番	吉田浩

2番 田村良雄 3番 若林清廣

#### 農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明	2番	山岸洋子	3番	鈴木健二
4番	別所正幸	5番	長井範親	6番	笠原綱生
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	髙井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司	12番	武田要一郎

# 4 欠席委員 (2名)

#### 5 議事日程

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議事

追加議案第79号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、 議案第72号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、 議案第73号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、 議案第74号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、

第4 その他

第5 閉会

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靍巻和仁 南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆 西蒲区事務所長 佐々木徹 管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏 管理係 武田勇

#### 7 会議の概要

# 坂井次長 開始時刻

14:30

ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度3月定例総会を開会 いたします。

1番 首藤正男委員、9番 阿部信行委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条 に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しておりま す。

それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務める こととなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いし ます。

#### 議長

#### 【あいさつ】

これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

#### (異議なし)

## 議長

皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、

8番 平野栄治委員、 10番 佐藤英一委員にお願いいたします。

それでは、日程3の議案に移ります。議事の都合上、

追加議案第79号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、

議案第72号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、

議案第73号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、

議案第74号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、

の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただき ます。

事務局より説明をお願いします。

#### 農地係長

はい。議長。農地係の早川でございます。

それでは、私から着席のままご説明申し上げます。

定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区 別審議件数をご覧ください。

議案第79号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で1件、中央地区で7件、秋葉区で3件、南区で8件、西蒲区で7件の計26件です。

次に議案第72号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、 中央地区で1件です。

次に議案第73号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、 北区で2件、中央地区で1件、秋葉区で2件、南区で1件、西区で 3件、西蒲区で1件の計10件です。

次に議案第74号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、 西区で1件です。

以上、農地法関連議案件数の合計は38件となり、すべての案件 が、区部会に付されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

#### 議長

ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。

# 北区部会長

北区部会長の本田でございます。それではご報告させていただきます。

北区部会の審査案件3件は、去る3月26日に審査を行いました。

まず、議案第79号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書2ページをご覧ください。

「北1号」は農業者年金受給の関係で、使用貸借権を兄弟間で移 すものです。

続きまして、議案第73号 農地法第5条許可申請についてです。

議案書11ページをご覧ください。

「北1号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用する

ものです。転用者は現在新発田市に住んでいますが、土地所有者で ある妻の両親の介護のため申請に至りました。農地区分は第2種農 地です。

「北2号」は、現在の農作業所が手狭になったため、使用貸借権 設定により農作業所建築敷地に転用するものです。農地区分は第2 種農地です。

いずれも排水計画が整っており、周辺農地に影響のない計画となっています。

以上、農地法第3条許可申請1件、第5条許可申請2件について、 いずれも問題ないと判断しました。

北区部会の報告は以上です。

#### 議長

ありがとうございました。次に中央地区部会の報告をお願いします。

# 中央地区部会長職務代理者

中央地区部会長職務代理者の別所でございます。

それではご報告させていただきます。

中央地区部会の審査案件の9件は、去る3月26日に審査を行いました。

まず、議案第79号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書3ページ、4ページをご覧ください。

「中1号」から「中7号」まで、いずれも、規模拡大のため、売 買により、所有権を移転するものです。

続きまして、議案第72号 農地法第4条許可申請についてで す。

10ページをご覧ください。

「中1号」は、農家住宅敷地拡張のため転用するものです。農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。

続きまして、議案第73号 農地法第5条許可申請についてです。

12ページをご覧ください。

「中1号」は、贈与により露天駐車場及び資材置場敷地に転用するものです。

農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。

以上、農地法第3条許可申請7件、第4条許可申請1件、第5条 許可申請1件、について、いずれも問題ないと判断しました。 中央地区部会の報告は以上です。

#### 議長

ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いしま す。

#### 秋葉区部会長

秋葉区部会長の長井でございます。

それではご報告させていただきます。

秋葉区部会は議案記載の5件を、26日に審査いたしました。 議案第79号 農地法第3条許可申請に関する意見決定につい てです。

議案書5ページをご覧ください。

「秋 1 号」、「秋 2 号」は譲渡人の申し出により、売買するものです。

「秋3号」は譲受人の申し出により贈与するものです。

続いて、議案第73号 農地法第5条許可申請に関する処分決定 についてです。

議案書13ページをご覧ください。

「秋1号」は3種農地に露天資材・機材置場、露天駐車場敷地と して申請したものです。

「秋 2 号」は 3 種農地に個人住宅建築敷地として申請したものです。

以上5件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。 秋葉区部会の報告は、以上です。

#### 議長

ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。

#### 南区部会長

南区部会長の帶瀬でございます。

それでは、ご報告させていただきます。

南区部会の審査案件は9件で、去る3月26日に審査を行いました。

まず、議案第79号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書の6ページ、7ページをご覧ください。

「南1号」「南2号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売 買により所有権を取得するものです。

次の「南3号」は、耕作者を変更するため、農地に賃借権を設定するものです。

次の「南4号」は、経営移譲するため、親子間で使用貸借権を設 定するものです。

次の「南5号」は、規模拡大を図りたい譲受人が売買により所有権を取得するものです。

次の「南6号」「南7号」は、それぞれの譲受人に農地を集積するため、贈与により所有権を取得するものです。

次の「南8号」は、規模拡大を図りたい譲受人が売買により所有権を取得するものです。

次に、議案第73号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書の14ページをご覧ください。

「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築 敷地に転用するものです。

転用者は、長岡市に居住していますが、長女が住む江南区の近く に転居するため申請しました。

申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例 外規定に該当し許可できるものです。

なお、5条許可申請1件は周辺農地への被害防除措置もとられ、 周辺に影響のない計画となっております。

以上、農地法第3条許可申請8件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。

南区部会の報告は、以上です。

議長

ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。

西区部会長

西区部会長の髙井でございます。

3月26日に開催した西区部会での審査報告をいたします。 議案書の15ページをご覧ください。

議案第73号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。

「西1号」、賃借権を設定し、公共工事の露天資材置場敷地に一 時転用するものです。 「西2号」、使用貸借権を設定し、農家住宅及び農機具格納庫建 築敷地とするものです。

「西3号」、売買により、個人住宅建築敷地とするものです。

「西1号」から「西3号」、いずれも、農地区分は第3種農地で、 排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっておりま す。

次に、17ページをご覧ください。

議案第74号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、です。

「西1号」は、昭和58年に農地転用許可を受けましたが、事業実施しておりませんでした。

この度、承継者が隣接する宅地と同時利用して個人住宅を建築 することになり、申請にいたりました。

以上、農地法第5条許可申請3件、事業計画変更承認申請1件、 合計4件は、いずれも問題ないと判断しました。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いしま す。

西蒲区部会長

西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただ きます。

西蒲区部会の審査案件の8件は、去る3月26日に審査を行いました。

議案第79号 農地法第3条許可申請についてです。

議案書8ページ、9ページをご覧ください。

「蒲 1号」は、同一経営体内で、贈与により所有権を移転するものです。

「蒲 2号」及び、「蒲 5号」から「蒲 7号」までは、譲渡人の 規模縮小のため、売買による所有権の移転や、利用権を設定するも のです。

「蒲 3号」、「蒲 4号」は、お互いに農地の効率的な利用を図るため、所有権を交換するものです。

次に、議案第73号 農地法第5条許可申請についてです。 議案書16ページをご覧ください。

「蒲 1号」は、不足している資材置場を増設するため、露天資

材置場敷地に転用するものです。

農地区分は第3種農地で排水計画も整っており、周辺農地に影響 のない計画となっております。

以上、 農地法第3条許可申請7件、第5条許可申請1件、について、いずれも問題ないと判断しました。

西蒲区部会の報告は、以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の 報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。

議案書2ページ 追加議案第77号 農地法第3条許可申請に 関する意見決定について、審議いたします。

許可相当と決定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から 市長へ回答をお願いします。

次に、議案書10ページ、議案第72号 農地法第4条許可申請 に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定すること にご異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、 3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問 は不要であることから、許可処分を行います。

次に、議案書11ページ、議案第73号 農地法第5条許可申請 に関する処分決定について、審議に入ります。

許可と決定することにご異議はありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、 3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問 は不要であることから、許可処分を行います。

次に、議案書17ページ、議案第74号 事業計画変更承認申請 に関する処分決定について、審議に入ります。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたしま す。

次に、別冊1の議案第75号 新潟市農用地利用集積等促進計画 (案)に関する意見決定についてですが、私も関連議案があります ので、議長を間宮会長職務代理者に交代します。

<間宮会長職務代理 議長席へ> <虎澤会長 自席へ>

議 長(間宮会長職務代理)

それでは、総会を進行させていただきますので、よろしくお願い いたします。

別冊1の議案第75号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

農政振興係長

農政振興係の和田です。議案第75号 新潟市農用地利用集積 等促進計画(案)に関する意見決定について、すみませんが座って 説明させていただきます。

最初に、議案の修正について説明します。本日机上に配布させていただいた、正誤表1・2をご覧ください。

別冊資料の4ページ、議案説明文書の終わりが切れていたため正誤表1のとおり、また、125ページの説明文書内の筆家に誤りがあったため、正誤表2のとおり修正します。

それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、区部会の際にも説明があったか と思いますが、農業経営基盤強化促進法の経過措置期間が終了し、 地域計画策定以後は農地中間管理事業による権利移動手続きに一本 化されることに伴い、今回から実績表が変更となっております。

1枚目に新規の利用権設定と利用権の移転に関する件数・面積、 2枚目に利用権の更新と所有権の移転に関する件数・面積、3枚目に合計の件数・面積を記載、また、利用権設定については、これまでの3年・6年・10年刻みの区分から、実情に合わせて5年・10年・15年・20年刻みの区分で集計することとしました。

農業委員会としましては、これまでの中間管理事業の移転と同様に、市からの促進計画についての意見聴取依頼を受けて、意見を 決定して回答する形となります。

それでは1ページ、新規の利用権設定について、北区58件、中央地区134件、秋葉区136件、南区70件、西区8件、西蒲区84件、合計で件数490件、面積2、366、049㎡です。

次に、利用権の移転について、北区5件、中央地区23件、秋葉区40件、南区17件、西蒲区11件、合計で件数96件、面積318,494㎡です。

詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の4ページ 以降のとおりとなります。

新規の利用権設定、利用権の移転については、4ページから10 3ページのとおりです。

次に、利用権の移転については、104から124ページのとおりです。

市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から3月11日付けで意見聴取の依頼を受けているところであります。

従いまして、125ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、定例総会において意見なしと決定し、その旨を市に対して回答します。

促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和7年5月30日からとなります。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願いします。

議 長(間宮会長職務代理)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

#### (質問・意見なし)

議 長(間宮会長職務代理)

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。

委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いたします。

議 長(間宮会長職務代理)

それでは、議案第75号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案) に関する意見決定について、審議いたします。原案のとおり承認す ることにご異議はありませんか。

(異議なし)

議 長(間宮会長 職務代理)

皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いた します。関係の委員から入室していただいてください。

議 長(間宮会長職務代理)

それでは、虎澤会長に議長を交代します。

<虎澤会長 議長席へ> <間宮会長職務代理 自席へ>

議 長

以上で議事として提案した案件について終了しましたが、日程4 その他として、委員の皆さんから何かありませんか。

(発言なし)

議長

それでは、事務局から何かありませんか。

(発言なし)

議長終了時間

15:55

ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6 年度3月定例総会を閉会いたします。

	議事録に相違ないことを認める。	
	議 長	
	署名委員	
	署名委員	